

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和８年９月２９日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市規則第 7 5 号

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 4 年東大阪市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「東大阪市長 殿」を「（宛先）東大阪市長」に、「手続き」を「手続」に、「第 1 9 条第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

様式第 3 及び様式第 5 中「東大阪市長 殿」を「（宛先）東大阪市長」に、「第 1 9 条第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。